

まほろば秦野通信

平成28年7月19日

秦野市市長公室広報課

| | |
|--|--|
| タイトル | 日本一になった秦野名水を守るため 地中熱利用のルールを策定 |
| When (いつ) | 4月1日施行（秦野市地中熱利用設備設置要綱） |
| Where (どこで) | 対象：秦野市全域 |
| What (なにを) How (どのように) Why (なぜ) | <p>今年3月に東京都が地中熱ポテンシャルマップを公開し、神奈川県もその作成に着手するなど、地中熱利用は、再生可能エネルギーの中でも注目が高くなっています。</p> <p>水道水源の約7割を地下水に依存している秦野市では、過去に名水百選の湧水が有機塩素系化学物質によって汚染された歴史があり、秦野市地下水保全条例や秦野市地下水総合保全管理計画によって、市民共有の財産である地下水の保全に努めているため、平成24年から、地中熱利用設備の設置を原則禁止してきました。</p> <p>しかし、再生可能エネルギーである地中熱利用が全国的に普及してきたことを受け、地下水の質と量の保全に配慮したルールとして秦野市地中熱利用設備設置要綱を策定し、設置可能な地中熱利用設備を地下水に接しないもの又は条例による設置許可を受けたもので、構造基準等を満たすものと決めました。</p> <p>なお、地下水を汲み上げて熱利用する設備は設置できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>地中熱利用とは、太陽光や太陽熱、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの一つで、昼夜間及び季節間の温度変化が小さい地中の熱的特性を活用したエネルギーです。地球内部から発生するエネルギーを熱水又は水蒸気の形で取り出して利用する「地熱利用」とは異なります。</p></div> |
| 過去の実績 | 過去に市との協議によって設置された地中熱利用設備は、1件です。 |
| ホームページURL | http://www.city.hadano.kanagawa.jp/hozen/chichuunetsuriyou.html |
| 問い合わせ | 秦野市環境産業部環境保全課地下水・環境指導担当 担当：谷 電話0463（82）9618 |